

国不建第126号
令和6年12月17日

各地方整備局等建設業担当部長 殿
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

経営事項審査の事務取扱いについての改正について（通知）

今般、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」（令和6年国土交通省告示第1342号）が制定されたところであるが、これを踏まえ、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年国総建第269号）の一部を改正することとしたので、下記の通り通知する。

記

経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日付け国総建第269号）の一部を別添の通り改正する。

附 則

この通知は、発出日から適用する。

以上